

今月の税務トピックス (持続化給付金の取扱い)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため飲食店などの休業要請及び外出自粛などの措置に起因して、売上が前年同月比で50%以上減少している事業者を対象に、中小法人等の法人は200万円、フリーランスを含む個人事業者は100万円を上限に、現金を給付する持続化給付金制度が創設されました。

本稿は、持続化給付金の概要とその実務上の留意点について解説します。

I 制度の概要

1 適用要件

持続化給付金の給付は、次に掲げる適用要件の全てを満たす事業者が対象とされています。

- ① 中堅企業、中小企業その他の法人等（以下「中小法人等」といいます。）及びフリーランスを含む個人事業者であること。
- ② 令和元年以前から事業により事業収入（売上）があり、今後も事業を継続する意思があること
- ③ 令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した対象月が存在すること。

2 給付対象事業者の範囲

① 中小法人等

令和2年4月1日において、資本金の額等の総額10億円未満又は資本金の額等の総額が定められていない場合は常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。なお、医療法人、農業法人、NPO法人等の会社以外の法人も幅広く対象とされます。

② 個人事業者

フリーランスを含む個人事業者（青色申告者・白色申告者）であること。

3 給付額の算定

① 中小法人等

$$S = A - B \times 12$$

S : 給付額（上限200万円）

A : 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入

B : 対象月の月間事業収入

② 個人事業者

$$S = A - B \times 12$$

S : 給付額（上限100万円）

A : 令和元年の年間事業収入

B : 対象月の月間事業収入

4 申請期間

令和2年5月1日から令和3年1月15日までの期間

II 給付額の具体的計算例

1 個人の青色申告者

- ① 令和元年の年間事業収入 300万円
- ② 令和元年の対象月（4月）の事業収入 30万円
- ③ 令和2年の対象月（4月）の月間事業収入 12万円
- ④ 判定 $30\text{万円} \times 50\% = 15\text{万円} \geq 12\text{万円}$
∴ 前年同月比で売上高が50%以上減少
- ⑤ 給付額 $300\text{万円} - 12\text{万円} \times 12 = 156\text{万円} \geq 100\text{万円}$
∴ 100万円

2 実務上の留意点

相当の理由により、所得税の青色決算書に月別事業収入の記載がない者及び白色申告者については、上記具体例①②を令和元年の月平均事業収入（ $300\text{万円} \div 12 = 25\text{万円}$ ）と置き換えて令和2年の対象月の月間事業収入を比較することとされます。

おわりに

令和2年度第2次補正予算（令和2年6月12日成立）では、給付対象者の範囲が拡大され、令和2年1月から3月に創業した事業者に対して、新型コロナウイルスの感染拡大後の任意のひと月の事業収入が、令和2年1月から3月の月平均事業収入と比べて50%以上減少したと証明できれば、新たに持続化給付金の対象とされます。

また、フリーランスを含む個人事業主は、主な収入を事業所得として確定申告している場合しか持続化給付金の申請ができませんでしたが、雑所得及び給与所得で申告している場合でも、業務の委託元が発行した支払調書などで収入が確認できれば、新たに持続化給付金の給付の対象とされます。なお、この場合の持続化給付金は、事業所得（事業所得者向け）、雑所得（雑所得者向け）又は一時所得（給与所得者向け）に区分され所得税が課税されますので、留意して下さい。

※ 「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。